

平成26年度 当初予算要求状況 少子化対策関連事業について (新規・拡充分等)

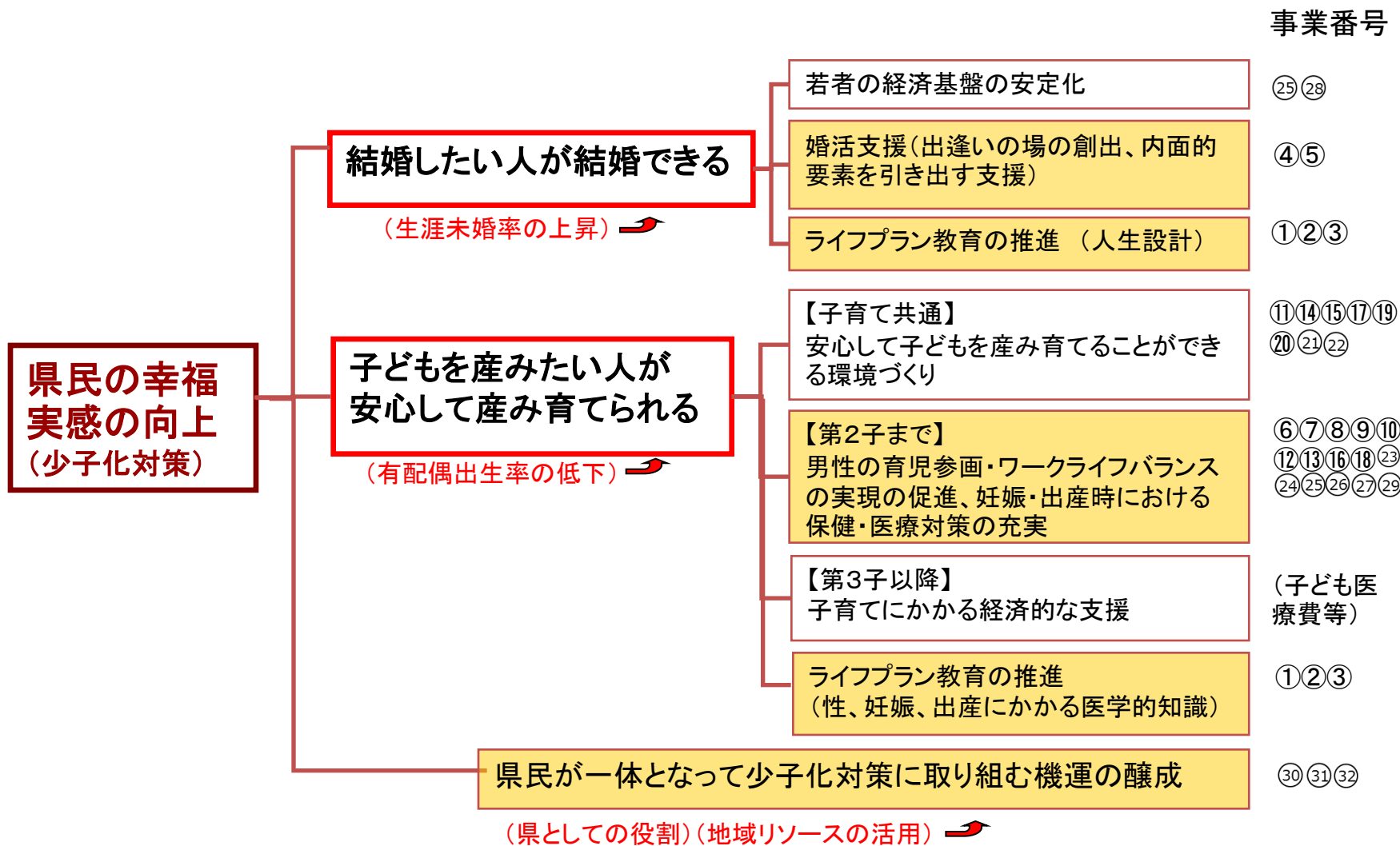
平成25年12月

※この資料は、少子化対策に関するライフステージ毎の課題を把握し、当事者や現場の声等を踏まえ、平成26年度に新たに取組もうとする事業について整理したものです。

注)事業名については、平成26年度当初予算要求している事業のうち、少子化対策事業(新規・拡充・見直し等)を細事業単位(一部を除く)で記載しています。
なお、事業名に①とあるのは、平成26年度当初予算要求において、政策的経費の優先度判断を「A+」と位置付けた事業。また、事業名の後ろに部局名の記載のないものは健康福祉部の事業です。

・少子化対策に関するロジックツリー

「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」よう取り組み、県民の幸福実感を高めていくことを三重県の少子化対策のめざすべき姿としている。



※ 部分は、平成26年度の重点的な取組

【ライフプラン教育】

課題

・核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっている。

・乳幼児ふれあい体験事業については、小中学生が赤ちゃんとふれあうことにより、命の大切さや自尊感情を高め、家族観の醸成を育むことが目的だが、平成25年度の取組市町は7市町にとどまっている。

・固定的な性別役割分担意識は、女性の活躍抑制のみならず男性の多様な選択抑制や負担感の一因にもなっており、そうした意識が、結婚を考える際の、経済的ハードル、仕事と家庭の両立への不安等を必要以上に強くしていると考えられる。

・インターネット等IT環境の普及により性に関する情報が簡単に入手できるようになったことから事件に巻き込まれるケースもある。また、性の逸脱行動や若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶なども問題となっており、生徒が学校において妊娠・出産に関する医学的知識等を身につける必要性がさらに高まってきている。

・学校において妊娠・出産に関する医学的知識等を身につける教育を実施する際は、生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図ることが必要である。また、学校・家庭・地域の連携を推進し保護者や地域の理解を得るとともに、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが必要である。

・中学校で妊娠・出産に関する医学的知識を身につける事業を実施しているが、一部の市町にとどまっている。

現場のニーズ等

・少子高齢化が進行し、世代間や地域との結びつきが弱くなる中で、子どもが家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、男女が協力して家庭や地域の生活の充実向上を図ることができる力を育成する必要がある。

・小中学校において家庭生活と家族の大切さを考える教育は行われているが、家庭生活の大切さ等を育む教育をさらに充実させるためには、専門的な知識や先進的な実践方法の普及・啓発が必要である。

・生涯を見通しながらライフプランを考える中で、特に子どもの発達と保育に関する知識と技術については、実際の子どもの触れ合いをとおして関心を持たせるとともに、子どもと適切にかかわり、コミュニケーション能力を高める取組を充実する必要がある。

・国の事業を活用しながら、各学校における保護者や生徒、教職員を対象にした授業・研修会などに、産婦人科医等を派遣し、各学校の状況に応じて、妊娠・出産に関する医学的知識等を身につける教育を実施しているが、より柔軟に学校の実態に対応する必要がある。

・中学校や市町において、妊娠・出産に関する医学的知識を身につける教育の実施の意向はあるが、予算がなく実施につながっておらず、財源の確保が必要である。

・学校において妊娠・出産に関する医学的知識等を身につける教育を実施する際は、外部講師による集団指導、教職員による個別指導を実施し、連携を密にして効果的に行えることが必要である。

事業内容

① (新) (重) 男女共同参画で考える人生設計事業 (環境生活部)

大学生等を対象に、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、二人で働き、二人で家事や子育てをしていく等の柔軟な考えを持って人生設計できるよう意識改革を図る。

② (新) (重) ライフプラン教育総合推進事業 (教育委員会)

児童生徒の実態や発達段階に応じて、結婚、子育て等を含めたライフプランや、妊娠・出産の医学的知識、及び、子どもが育つ環境としての家庭の役割等について理解を深めることができるよう、講演会の開催やリーフレットの作成、幼稚園や保育園での保育実習の充実を図る。

③ (新) (重) 思春期ライフプラン教育事業

思春期から自己肯定感や家族観の醸成に向け、医学的な妊娠、出産の適齢期や母体への影響、不妊等の知識の普及や実体験の場を提供するなどライフプラン教育を実施する市町に対して必要な経費の一部を補助する。

【婚活支援】

課題

・県内で90組以上の成婚という実績をあげている鳥羽市の取組では、参加者の選抜や参加者の性格や思考を熟知したうえでコーディネートしており、この手法の県内への普及が必要である。

・街コン主催団体への聞き取りでは、年々イベントへの参加者が減る傾向にある。参加者数に合わせて、協力店舗数を減らすと街コン自体の魅力が減り、さらに参加者が減る悪循環に陥る。大規模な婚活イベントでもあるため、地元経済が潤うなど地域活性化にも貢献しているものの、単発で終わった地域や、継続に苦勞している地域も多い。

・市町やNPOなどの婚活イベント実施団体への聞き取りでは、参加者の特に男性は身だしなみやコミュニケーションに対する認識が低いいため、実施前のセミナーの必要性を痛感し、主催団体においてイベント前講習を実施しているところもある。また、市町や商工会議所を対象に実施したアンケートにも、県に実施してほしい支援のひとつに、「イベント前のマナー講座等の開催」が挙げられている。

・地元の市町が主催するイベントには、周囲の目が気になって参加しづらい、という声もあるため、市町の区域を越えて参加できるよう、市町が連携して事業に取り組む必要がある。

現場のニーズ等

・結婚していない理由は、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、**結婚を望む人にさまざまな出会いの場を提供していく必要がある。**

・結婚相手には自分との相性や優しさ、誠実さなど内面的なものを重視したいと考えているものの、他県でのお見合い事業などマッチング支援では家族構成や収入などの諸条件で決まっている。また、数時間で実施する婚活パーティー等では、外見やその場でのコミュニケーション能力が優れている人が選ばれている。これらのことから、**希望する人と結婚できるように内面的要素を引き出す支援が必要である。**

・市町や商工団体、観光協会などが、出会いの場の創出として取り組む場合、単独では活動に限界があり、情報発信や婚活支援セミナー、アドバイザー育成・派遣など、**広域的な事業に県が取り組むことで、地域の主体的な取組を支援する必要がある。**

・都市部からの距離やアクセス、地形などの条件が不利な地域である、県の南部地域や過疎地域では、若者世代の人口流出が進み、地域の将来を担う人材の確保が困難となっていることから、**他地域から移住し当地域で永住する人の確保や、結婚して引き続き地域に居住できるようにするための移住・定住促進の取組が求められている。**

・市町における「『婚活』事業について、県に最も期待する支援内容」としては、「情報発信」に続いて「財政支援」が多くなっている。

事業内容

④ (新)② みえの出会い支援事業 (地域連携部)

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、経済活動の中で出会いイベントが提供される仕組づくりに取り組むとともに、内面を引き出すための三重県独自のコミュニケーション・ツールの作成・普及、アドバイザー派遣、条件不利地域における移住・定住に向けた婚活の支援などに取り組む。

⑤ (拡充)② 地域づくり調整事業(地域づくり支援補助金(婚活支援事業枠)) (地域連携部)

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)検討会議において、市町や地域の課題として協議・検討された婚活支援事業に対し、その財政的支援として三重県地域づくり支援補助金の中に新たに「婚活支援事業枠」を設ける。

【周産期医療・ハイリスク児支援等】

課題

現場のニーズ等

事業内容

・周産期医療の進歩、充実により新生児の死亡率は低下してきているが、出産の高齢化等によるハイリスク分娩に備えていくためにNICU等を確保する必要がある。そのため、NICU等への長期入院児の退院を促進し、在宅で療養できる体制を構築する必要がある。

・全国平均では診療所よりも病院での分娩が多くなっているが、三重県では病院よりも診療所での分娩が多くなっている。このことから、高度医療を担う周産期母子医療センターについては引き続き高度な設備整備が必要であり、通常分娩を担う病院、診療所についても安心して出産できる設備の整備が必要である。

また、産婦人科医自体が不足していることから、周産期母子医療センターと診療所等の連携が必要である。

・出生数が減少する一方で、平成23年の人口動態調査では低出生体重児(2,500g未満)の出生率は9.0と横ばいであるものの、1,000g以下の超低体重出生児割合は微増傾向にある。

・NICU退院児の約8割は軽快し家庭へ帰っているが、気管切開や人工呼吸器等の必要な在宅療養児に対する訪問看護サービス事業者は限られている。

・平成24年中の1か月間に、10歳未満の患者に対応した訪問看護ステーション数は74施設中14施設で、患者数は26人となっている。

・小児在宅患者の往診対応可能な医療機関数は、県内で11施設のみとなっている。

・周産期医療に必要な医療機器を整備するには、多額の経費を必要とする。

・通常分娩を担っている診療所等は、緊急時に常時対応可能な周産期母子医療センターを必要としている。

・周産期母子医療センターは、緊急対応を適切におこなうためにも、日頃から診療所等との連携を密にしておく必要がある。

⑥ (新) ⑧ NICU等長期入院児在宅移行支援事業

安心して産み育てる環境づくりを進めるため、NICU等への長期入院児の退院を促進する体制の運営への支援や小児在宅医療を行うために必要となる体制整備や人材育成等を行う。

⑦ (新) ⑧ 少子化対策周産期医療支援事業

安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センター、分娩取扱医療機関の設備整備への支援を行うとともに、産科 オープンシステムを周産期母子医療センターに導入する。

【不妊治療支援、産前産後ケア等】

課題

・特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩む夫婦は経済的に大きな負担を強いられている。

また、不育症は、検査や治療方針が確立されていないことから、研究段階の検査や治療を受けるには保険が適用されず高額な医療費がかかるという現実がある。

不妊・不育症ともに、相談や医療費助成等のサポート体制が整っていないことが不安となり、子どもを持つことを望む方が妊娠をあきらめてしまう。

・核家族化や少子化等にもない妊産婦の孤立化傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるといった指摘がある。

子育て環境が整っていないことが子どもを持つことについて理想と現実のギャップの要因になっている。

現場のニーズ等

・三重県不妊専門相談センターに寄せられる、不妊相談の項目は多様化しており、不育症の相談が増えている。

平成25年度は4市が不育症治療費一部助成制を実施しており、次年度から実施を検討している市町もあり支援が必要である。

・特定不妊治療費の県単助成実績は平成24年度376件と増加しており経済的支援が求められている。

・不妊相談内容のなかで、周囲の理解不足等から「周囲との人間関係」に悩む人が増えている。

・三重県不妊専門相談センターを設置しているが、不妊・不育症にかかる相談をうけた後、相談を引き継ぐことができる人材が医療機関に不足している。

・妊娠期から地域で支援していく仕組みづくりが求められている。

・妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師が連携して支援していく仕組みづくりが重要である。

・生まれてまもない赤ちゃんとの生活に不安を感じたり、育児に悩んだ時など、必要に応じ相談や利用できる施設等の情報提供が求められている。

・産院退院直後は、産婦の体調が回復していないなか、赤ちゃんの世話等、精神的負担や身体的負担が大きく、育児支援者の無い産婦が休養できる地域の施設や居場所を確保することが重要ある。

・近隣との関係性が希薄化する一方、妊産婦家庭の孤立化が進み、住み慣れた地域で先輩ママや助産師等が家庭を訪問し赤ちゃんの世話を手伝ったり、話し相手になる等きめ細かな支援を行う必要がある。

事業内容

⑧ (一部新) ① 不妊相談・治療支援事業 (特定不妊治療費補助金) (不育症治療費等助成金) (不妊看護認定看護師資格取得支援) (不妊専門相談業務)

特定不妊治療費助成を実施する市町に対して費用の一部を補助するとともに、不育症治療等助成を実施した市町に対して費用の一部を補助する。また、不妊専門相談センターにおいて、医療機関と連携し不妊や不育症に関する悩み等に対応する。

⑨ (新) ① 産前産後包括支援事業

出産前後の育児不安の強い時期から必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置や助産師による訪問支援、地域のシニア世代等を活用した見守り支援等を実施する市町に対して必要な経費の一部を補助する。また、産婦が産院退院直後、一定期間子育ての負担感や孤立感の軽減を目的に助産所等を宿泊や日帰り利用した際にかかる経費の一部を補助する。

【安心して子育てできる環境づくり】

課題

・就労している保護者が、出産・産休からの復職等により、低年齢児保育のニーズが高まっている。一方、年度途中入所の低年齢児に対する年度当初からの保育士加配ができず、入所待機児童が発生している。保育所に入所できないため、子育てと仕事の両立が困難である。

・病児・病後児保育施設が少ないことにより、就労している保護者が病気の回復期等の乳幼児を預けることができず、子育てと仕事の両立が困難である。

・国において、待機児童解消加速化プランによる取組として、今後保育所整備等による施設の増加に伴い、保育の量の拡大が見込まれ、保育士不足がさらに深刻な状態になると危惧される。

・子ども・子育て支援法、次世代法に基づき、少子化対策等に関するPDCAを確立する必要がある。

・少子化が進展する一方、保育園や幼稚園等において、発達障がい児等への支援ニーズが増加しており、子どもや保護者に対する相談・専門的な支援などきめ細やかな環境整備が求められている。とりわけ、身近な地域で早期に専門的な対応を行い、一貫した支援が行える人材が求められている。

・ひとり親家庭の子どもたちは、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、子どもたちの将来に不利益な影響を与えかねない状況である。

・医療従事者が不足する状況にあって、子育て中の医師等が子育てと仕事の両立に不安を持ち、現場復帰することに不安を抱える復職希望者がいる一方で、短時間正規雇用や復職のための研修プログラムなどの受入れ体制づくりが不十分である。また、看護職員の役割も複雑・多様化し、業務の増大により、出産・子育てをしながら、働き続けることが困難な厳しい勤務環境に置かれている。

・小さな子どもの病気等に対する相談電話(みえ子ども医療ダイヤル)の深夜帯の対応がされていない。

現場のニーズ等

・市町の待機児童数に応じた基準単価により低年齢児保育を実施している私立保育所に補助を行うこととしたが、待機児童のない市町から、「待機児童のないよう、低年齢児が入所できるよう努力している。待機児童数に関わりなく補助してほしい」と意見があった。

・病児・病後児保育については、ニーズは高いが、小児科等の実施事業者の拡大が図られていない。(広域利用を含め15市町)

・保育所への入所希望に対応した児童を受け入れるため、保育士の確保が重要である。

・少子化対策の推進、保育体制の確立等において、明確なプランニングが必要である。

・県内全域、特に東紀州地域における発達障がい児に対する支援体制の充実が必要である。

ひとり親家庭の子どもに対する学習支援は平成25年度から始めたものであるが、県内全域に拡大していく必要がある。

・近年、医師試験合格者の女性割合は30%を超えており、子育てと仕事の両立を求められることの多い女性医師を中心とした働きやすい環境整備が必要。

・代替医師の確保支援や託児育児施設の整備支援の取組を通じて、子育て等と両立しながら働く医師の実例を積み重ね、上司・同僚の理解・協力の推進、支援制度の充実、普及などにつなげていくことが必要である。

・看護職員の退職理由として「出産・育児」と「子どものため」を合わせて11.4%となっている。また「結婚」という理由も13.4%ある。結婚・出産・育児を経験しながらも、就業し続けられる勤務環境の整備が必要である。また、過去一年間に職場をやめたいと思ったことがある看護職員は80%あり、その理由として「労働条件の不満」「看護内容の不満」が多く挙げられた。

・「みえ子ども医療ダイヤル」の深夜帯の対応へのニーズがある。

事業内容

⑩ (新) ① 次世代育成支援特別保育推進事業補助金 (低年齢児保育充実事業補助金)

低年齢児保育について、急な入所希望に対応できるように年度当初から保育士を配置する経費の一部を補助する。

⑪ (新) 次世代育成支援特別保育推進事業補助金 (病児・病後児保育施設整備事業費補助金)

病児・病後児保育施設整備に係る経費の一部を補助する。

⑫ (一部新) ① 保育士・保育所支援センター事業

保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設の学生向けのガイダンスや潜在保育士を対象とした就職フェアを開催するとともに、保育士登録を持つ方に対して求職の意向等についてのアンケートを実施し、その結果を活用して就職相談を行うことで、保育士確保につなげる。

⑬ (新) ① 子ども・子育て支援事業支援計画等策定事業

平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度や少子化の現状を踏まえ、三重県子ども・子育て支援事業支援計画と少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体的に整理した計画を策定する。

⑭ (一部新) 発達障がい児への支援事業

子どもの発達障がいの早期発見や成長段階に応じた途切れない総合的な支援を行うため、市町における発達総合支援窓口設置支援や専門人材の育成支援、早期発見・早期支援に有効なツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の導入促進・普及啓発を行う。

⑮ (拡充) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の子どもに対して学習支援を行うことで、子どもたちの学習習慣等を確立し、主体的に自ら学び課題を乗り越えられる力を引き出す。

⑯ (新) ① 医師確保対策事業 (子育て医師等復帰支援事業)

仕事と家庭の両立に対する不安を解消するための全県的に実施するネットワークづくりや子育て医師等に対する医療機関における働きやすい職場環境のための支援や復職研修支援等を行う。

⑰ (一部新) 看護職員確保対策事業

看護職員の離職防止、復職支援を図るため、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所の設置促進、就労環境改善のためのアドバイザー派遣や看護管理者への研修会の開催等を行う。

⑱ (拡充) ① 小児夜間医療・健康電話相談事業

小児夜間医療・健康電話相談(みえ子ども医療ダイヤル)を設置し、深夜帯を含め夜間の子どもの病気・薬・事故に関する相談に医療関係の専門職員が対応する。

【子どもを守る取組】

課題

・児童虐待相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、本県も、平成24年度は1,022件と過去最多。平成24年に桑名市・四日市市で、母親からの虐待により乳児が死亡する痛ましい事例が発生した。二度と同様の事例が発生しないようにするため、児童の一時保護等の法的対応・介入型支援の強化が必要。

・核家族化や少子化等に伴い妊産婦の孤立化傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘がある。

・児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、背景には母親が妊娠期から一人で悩みを持ち、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるとの指摘がある。

・調査によると、死亡年齢が0歳児の割合が43.1%と最も高く、さらに0歳児のうち0か月児が44.0%と最も多い。また主たる加害者は「実母」が56.9%と最も多く、その背景として「妊婦健康診査未受診」、「望まない妊娠」、「若年(10代)妊娠」が多くあった。平成24年度に分娩後に妊娠届出をした(望まない妊娠の可能性が高い)人数は10人であった。

・平成23年7月に国がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、平成24年度には県における社会的養護のあり方検討を行った、今後、児童養護施設等の小規模ケア化、地域分散化等を進めていくため、平成26年度には「県家庭的養護推進計画」の策定が求められている。

・前述の「社会的養護の課題と将来像」においては、児童家庭支援センターを社会的養護の地域支援の重要な拠点として位置づけているほか、施設と地域をつなぐ機関として設置数を増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。

現場のニーズ等

・児童の安全確保のため、児童相談所における法的対応・介入型支援の必要性が高まっており、アセスメントの充実を図り、ニーズを的確に把握していく必要がある。
・児童相談に携わる職員の専門性の向上が求められている。

・生まれてまもない赤ちゃんとの生活に不安を感じたり、育児に悩んだ時等、必要に応じ相談や利用できる施設等の情報提供が求められている。

・妊娠レスキューダイヤル事業の相談実績(H24.11～25.10)は46件であり、中絶可能時期を過ぎた10代の相談に対し、医療機関や市町母子保健担当課の支援につながった事例もあった。潜在的な相談ニーズはもっと多いと考えられる。

・三重県内市町における妊娠届出時アンケートはほとんどの市町で実施されているが、その質問項目にはバラつきがあり、ハイリスク妊婦のスクリーニング基準に市町間で格差がある。

・現在、乳児院・児童養護施設において「家庭的養護推進計画」の策定が進められており、各施設の調整を行いつつ、県の計画策定が必要である。

・県内には、児童家庭支援センターの設置は1か所であることから、同センターの設置を促進し、児童相談所の補完的役割を果たしつつ、専門性の高い支援を必要とするケースなど、地域の子どもと家庭への支援や里親等への支援、及び関係機関との連携・連絡調整を担うという役割を明確化して機能の充実を図る必要がある。

事業内容

⑱ (一部新) 児童虐待法的対応推進事業 (法的対応力強化事業)

児童相談所の法的対応、介入型支援の強化を図るため、専門人材等の活用をはかる。また、進行管理中のケースマネジメントの的確性を高めるためのアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、NPO等と連携しながら安全確認と支援の向上につなげる。

⑳ (一部新) 若年層における児童虐待予防事業

児童虐待の未然防止のため思春期保健対策や望まない妊娠等相談体制の充実、出産前後から関係機関と連携した妊産婦支援を行う。

㉑ (新) 家庭的養護体制充実支援事業 (家庭的養護推進計画策定事業)

関係施設の代表者や有識者等による「三重県家庭的養護推進計画策定検討会」を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的な方策を定める「三重県家庭的養護推進計画」を策定する。

㉒ (拡充) 家庭的養護体制充実支援事業 (児童家庭支援センター運営支援事業)

児童家庭支援センターの運営費を補助することにより、その設置を促進し、地域における子育て支援の充実を図る。

同センターの設置箇所数の増 1→2施設

【働き方支援等】

課題

・少子高齢化社会の進展による生産年齢人口の減少に対応し、企業の活力や競争の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の実現が求められている。

・女性の有業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。

(出産を機に約6割の女性が離職)
しかし、就業希望者を加えた「潜在的有業率」は、子育て期も高位で推移しており、働く意欲と能力を持つ女性の希望は叶えられていない。また、再就職への阻害要因として、仕事と家庭の両立や仕事のブランク、スキル面での不安がある。

・若者が結婚し、子育てをするためには、経済的な基盤が重要であり、そのためには安定的な雇用(正規雇用)に向けて、若者がスキルや職業観・意識を身に付ける必要があるとともに企業においても若者の定着支援やワーク・ライフ・バランスの促進など、働き続けることができる環境づくりの取組が求められている。

現場のニーズ等

・県内事業所労働条件等実態調査では、ワーク・ライフ・バランスの取組は年々増加してきているが、事業所規模別にみると、小規模な事業所ほど取組が弱い傾向がある。

・ワーク・ライフ・バランスセミナーの参加者アンケートでは、「規模別の取組事例を聞きたい」「成功事例を聞きたい」という要望が出ている。

・「男女がいきいきと働いている企業」の認証申請を行ってくる事業所には、就業規則改正を自社でできないため社会保険労務士に委託しているケースが多い。

・女性就労に対する県民意識は、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい」(中断型)が多く、継続型を望む全国調査結果とは傾向が異なる。若年層の専業主婦の潜在的な就労ニーズは高い。

・託児付きで実施している女性の就労支援相談の利用件数:9月末現在実績207件(1日平均6.5件)

・国は「女性の力を最大限に生かす」ことを成長戦略に位置付け、2020年に女性の就業率(25歳から44歳)を73%(現状68%)にするという成果目標の中、子育て期の女性の働く場の活躍促進は急務。

・大卒の若者のうち、約20%は無職又は不安定就労で、新卒時に就職できなかった場合、正社員採用が困難な状況。非正規雇用の若者は、十分なキャリア形成を図ることが難しく、不安定な就業状態から抜け出せず固定化し、経済的自立が困難なため未婚化やそれに伴う少子化等の社会への影響が懸念。

正規就職の若者でも、3年以内の離職者が約3割となるなど、大きな課題となっている。就活時点でのミスマッチの要素が大きく、学生、企業双方が認知することが必要である。このため、不安定就労の未然防止及び安定就労への転換には、企業実習と座学・職業訓練等を相互に組み合わせた長期インターンシップ及び若者への情報発信を充実が必要。

また、優秀な人材を確保するため、企業側も労働条件の向上や勤労者福祉の充実を促進する取組に加え、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要。

事業内容

⑳ (新)重 仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業(雇用経済部)

ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが困難な県内中小企業について、取組の進め方や課題の解決等について専門員が定期的に訪問しながら進捗状況に応じたアドバイスを行うことで中小企業における成功事例を構築するとともに、今後の啓発に活用する。また、就業規則等の見直しに対して社会保険労務士等を派遣することで、仕事と家庭が両立できる職場づくりを支援する。

㉑ (新)重 子育て女性の再チャレンジ促進事業(雇用経済部)

子育て等により一定期間仕事から離れていた女性が、再就職するにあたっての不安(仕事のブランク・スキル面での不安)を解消し、企業にとっても子育て期の女性を新戦力として位置づけられるよう、離職ブランクを回復するための職場実習と、企業ニーズに対応するスキルアップ研修を行い、女性が働きやすい職場環境づくりと女性の再就職を支援する。

㉒ (新)重 就職を勝ち取る若者人材育成事業(雇用経済部)

長期インターンシップの普及啓発に取り組むとともに、新たに就職に直結するトライアル・インターンシップを実施し、若者と企業の相互理解による安定就労の促進、働き続けることができる環境づくりに取り組み、若者の結婚(出産)などにつなげていく。

【働き方支援等】

課題

・農村地域では、農村・農業体験の実施や農産物加工所、直売所の開設などを通じた、「地域コミュニティ活動の活性化」や「高齢者、女性の生きがい確保」をめざした取組が行われているが、中高年による「維持」の活動として開始され、必ずしも将来の展望が拓けている状況ではない。少子・高齢化の進展に対して漠然とした不安はあるものの、自らの課題として捉えることができず、次世代を育成する視点での具体的な活動に踏み出せない状況にある。

・農業・農村ならではの特性を活かした就業、生活スタイルが可能となり、参入した若者が農村で定着するためには、農業や地域の担い手確保などの諸課題を解決しながら、若者の経済基盤の安定化と、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めることが必要。

・漁業就業に興味を持つ若者等が、職業として漁業を行い、地域へ愛着を持ち、定着し、結婚・子どもをもつに至るには、漁業収入による経済的基盤を確立することが重要である。

・働く女性に対する職場での妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いや精神的・肉体的な嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）により女性が就業継続をあきらめたり、場合によっては業務の負荷により流産したりする等の事実もある。

働きたい女性が安心して妊娠・出産し、子育てしながら就業継続できる職場環境が整備されていないことにより、出産時期を遅らせる、出産しない等を選択する女性や、経済的な問題から第2子、第3子の出産をあきらめる女性も多い。

現場のニーズ等

・農産物の加工販売や直売所の開設等を行う地域の多くは、現在の取組を改善・発展させ、次世代に繋ぎたいと考えている。

・農業行政においては、担い手確保、農村集落機能の維持等に取り組んできたが、少子化対策に農村コミュニティ活動を積極的に活用する認識は希薄であった。

・新規就農相談者の中で、乳幼児を持つ夫婦が、農業法人に研修を断られたり、子どもの預け先に苦慮するなど、子育てと仕事の両立が困難な事例がある一方、農業の後継者や新規就農者には、子どもが生まれるまで夫婦共に農業に携わり、出産後、母親は子育てに専念し、手が離れた段階で、農業に復帰する事例も見られる。

・農業は職住近接の場合が多く、家族間の調整や雇用などによる仕事と子育ての融通、また、仕事内容が農作業、出荷、配達、経理など多岐にわたり、仕事復帰も可能であり、仕事と子育ての両立の可能性を秘めている。

・子どもの預け先があり、仕事に加え子育てや暮らしの相談ができる仲間等がいて、ロールモデルがあるなど、若い農業参入者が仕事と子育て等を両立しやすい環境を整えることで、地方ならではの少子化対策につながるものと考えられる。

・漁業就業者が結婚し、子どもを産み育てるには経済的基盤の安定が必要である。

・働きながら妊娠した女性のうち、4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している。マタニティ・ハラスメントが起こる理由の1位は、「男性社員の妊娠出産への理解不足・協力不足（51.3%）」、2位に「会社の支援制度設計や運用の徹底不足（27.2%）」、3位に「女性社員の妊娠出産への理解不足（22.0%）」となっている。

妊娠・出産などを理由とした解雇などの不利益な扱いを受けたという労働局への相談件数が、2004年度の875件から、2011年度には3,429件と3倍にも増えている。

なお、労働経済ジャーナリストの小林美希氏は、朝日新聞「私の視点」への投稿で、「労働負荷が原因とみられる流産が頻発しており、専門家の監修を受けた私の試算では、妊娠中の環境が良ければ流産を避けられ、少なくとも今よりも毎年2万人以上の子どもが生まれる。均等法や労働基準法が定める母性保護について周知され、守られるだけでも状況は一変する。労働環境さえ変えられれば、救える命がたくさんある。」としている。

事業内容

②⑥ (新) 次世代育成を図る農村コミュニティ活動創出事業（農林水産部）

農村集落等において、「少子化」を自らの課題として捉え、若者・女性等の出会いの場や就業の場の確保、子育て環境の充実など、次世代育成を図る挑戦的な活動事例を創出することで、地域全体で少子化対策に取り組んでいく気運を醸成する。

②⑦ (新) 若者が安心して農業参入できる環境づくり推進事業（農林水産部）

農業・農村で男女（とも）に稼ぎ、男女（とも）に子育て等をしながら、経営基盤の安定した安心して暮らせる環境づくりを目的とした実態調査、検討会、フォーラムを実施することで、農業者等、県民の意識の醸成を図るとともに、県民による自発的な取組と県等による効果的な支援策の展開につなげる。

②⑧ (新) 新規漁業就業者定着支援事業（農林水産部）

若者等の漁業への就業の円滑化、及び新規就業直後の経済基盤の安定化を図るため、技術や知識習得に必要な教材等の作成、就業時の経済的不安解消への対策を実施するとともに、多様な担い手の確保・育成に向けて、市町、漁連等関係機関による新たな協議会の設置・運営を支援する。

②⑨ (新) 就業継続のための環境整備事業（環境生活部）

働くことを希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることなく仕事を継続し、その能力を発揮して活躍できるよう、安心して産み育てることができる職場環境の整備を促すとともに、女性の働き続ける意欲、意識を高める。

【機運の醸成等】

課題

・地方においては、教育・保育サービスの拡充など子育て支援策は着実に進んでいるが、他方でライフプラン教育の実施、未婚化・晩婚化対策や妊娠・出産に向けた環境整備、働き方の見直しなどの分野は、一部の市町が取り組んでいるが、依然として手薄な感が否めない。

・少子化対策に資する取組を行っている地域の活動団体等があるが、団体の活動内容等が把握できておらず、また、それぞれの取組は団体等の中で情報共有や、連携が図られていない。

・県民は少子化対策について理解はしているが、現実的な対応(男性の育児参画等)については、諸外国の状況と比較すると非常に低いレベルにある。

・企業においてもワーク・ライフ・バランスの取組等を進めているが、男性の育児休業の取得や家事参加はあまり進んでおらず、また、男性の長時間労働についても改善が進んでいない現状がある。

中小企業は仕事と家庭(育児)が両立しにくい職場環境といわれている。しかし、実際は、中小企業でも両立支援が進んでいるところもあり、実際に子育てしやすい環境にあるかどうかという実態を「見える化」する方法が必要である。さらに、「見える化」によって明らかになった子育てに優れた職場風土を持つ企業の取組を水平展開できるような仕組みが必要である。

・第2子以降の出生には男性の育児参画が影響する(女性の育児負担を減少させるとともに、心理的な孤立感をなくすことができる)ともいわれていることから、男性の育児参画について市町や関係機関と連携して、取り組んでいく必要がある。

・平成26年度に三重県で開催される「ファザーリング全国フォーラムinみえ(仮称)」を契機として、県内での男性の育児参画が一層推進されるよう、市町や企業に取組を働きかける必要がある。

現場のニーズ等

・市町から、新たな基金の創設による自由度の高い財源の確保や少子化に資する事業の助成制度の創設を期待する意見があがっている。

・地域で少子化対策に関係する取組を行っている活動団体の取組については、相互に把握されておらず、他の活動団体ではどのような取組を行っているのか知りたい、連携したいという要望が寄せられている。また、自身の取り組むべき方向性を見いだしたいため、今後どのような子育て・子育て支援を行っていけばよいのか、県としての方向性を示してほしいとの要望が寄せられている。

・2人目の子どもの出生に関しては、「男性の育児参画」が大きく影響すると言われており、また、「男性の育児参画」を推進していくことにより「女性の労働力率」の上昇や「父親1人の給料で家族全員を養うこと」のリスクを避けることができ、子育て世帯の安定的な生活確保に効果があるという意見がある。

・福井県では、中小企業における合計特殊出生率の状況調査を行い、これまで表に出ることのなかった小規模の企業を、優れた取組(職場風土)を行っている企業として発掘、企業の社会的評価を高めるとともに、中小企業は大企業に比べて次世代育成支援が遅れているという社会の価値観を変えていこう、結果を広く発信(公表)している。

・企業においても、女性にとって働きやすい企業、子育てしやすい企業としてのイメージアップを図り、良い人材を得たいとしているところもある。

・男性の育児参画を進めようとしている活動団体からも、事業の活性化のために市町支援等が必要であるとの声があがっている。

事業内容

③①(新)① 少子化対策総合補助金

「地方目線」、「当事者目線」の少子化対策を進めるにあたって重要な役割を担う市町に対して、地域の実情に応じたきめ細かな対策が講じられるよう支援する。

③①(新)① 県民運動等推進事業

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、多様な主体の参画を得ながら少子化対策に関する県民運動を展開し、県民が一体となって少子化対策に取り組む機運の醸成等を行う。あわせて、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりの意識啓発を行う。

③②(新)① 男性の育児参画推進事業

安心して子供を産み育てるためには、男性の育児参画が重要であることから、「ファザーリング全国フォーラムinみえ(仮称)」の開催など、機運を醸成する取組や、男性が育児参画をしやすい環境づくりを行う。

三重県の少子化対策について

子ども・思春期	結 婚	妊 娠・ 出 産	子 育 て
		平成 2 5 年度の主な取組	安心して子育てできる環境づくり
子ども・思春期からの教育の実施	婚活支援	安心して出産できる環境づくり	安心して子育てできる環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフプラン教育の実施 ・ 思春期保健指導セミナー、思春期ピアサポーター養成の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出会いの場の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期医療の推進 ・ 不妊症等の相談・治療支援の実施 ・ 妊娠レスキューダイヤルの設置 外国人住民に対する生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育基盤の整備促進、潜在保育士等の就業支援 ・ 延長保育等の支援、家庭的保育の支援、ひとり親家庭学習支援 ・ 放課後児童対策の支援 ・ こども心身発達医療センター（仮称）の整備、発達障がい児支援 ・ 市町の一元化窓口機能の設置支援及び人材育成支援、発達チェックリスト（CLM）の普及 ・ 子ども医療費の助成支援
	働き方の改善 (就労支援や就労環境の改善)		子どもを支える地域づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等の関係機関との連携による就業支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども条例に基づく取組実施 ・ 家族の絆を深めるためのフェスティバルの実施 ・ こどもほっとダイヤルの運営 ・ 小児夜間医療・健康電話相談実施
			子どもを守る取組、発達支援体制の強化
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護師就業継続のための院内保育所の整備促進 ・ 児童虐待の防止推進、社会的養護体制の充実 ・ 歯科の視点からの児童虐待防止と子育て支援
			県庁（事業主として）の男性の育児参加促進、セミナー等によるワーク・ライフ・バランスの推進

これまでの取組に加えて平成 2 6 年度は新たに以下の取組を検討

小学生～大学生まで発達段階に応じたライフプラン教育の実施	婚活支援	安心して出産できる環境づくり	安心して子育てできる環境づくり
<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ 男女共同参画で考える人生設計事業 2 (新) ㊦ ライフプラン教育総合推進事業 3 (新) ㊦ 思春期ライフプラン教育事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ みえの出会い支援事業 2 (拡充) ㊦ 地域づくり調整事業 (地域づくり支援補助金 (婚活支援事業枠)) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ N I C U 等長期入院児在宅移行支援事業 2 (新) ㊦ 少子化対策周産期医療支援事業 3 (一部新) ㊦ 不妊相談・治療支援事業 (特定不妊治療費補助金) (不育症治療費等助成金) (不妊症看護認定看護師資格取得支援) (不妊専門相談業務) 4 (新) ㊦ 産前産後包括支援事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ 次世代育成支援特別保育推進事業補助金 (低年齢児保育充実事業補助金) 2 (新) ㊦ 次世代育成支援特別保育推進事業補助金 (病児・病後児保育施設整備事業費補助金) 3 (一部新) ㊦ 保育士・保育所支援センター事業 4 (新) ㊦ 子ども・子育て支援事業支援計画等策定事業 5 (一部新) ㊦ 発達障がい児への支援事業 6 (拡充) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 7 (新) ㊦ 医師確保対策事業 (子育て医師等復帰支援事業) 8 (一部新) 看護職員確保対策事業 9 (拡充) ㊦ 小児夜間医療・健康電話相談事業
	働き方の改善 (就労支援や就労環境の改善)		子どもを守る取組
	<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ 仕事と家庭が両立できる職場づくり支援事業 2 (新) ㊦ 子育て女性の再チャレンジ促進事業 3 (新) ㊦ 就職を勝ち取る若者人材育成事業 		<ol style="list-style-type: none"> 1 (一部新) ㊦ 児童虐待法的対応推進事業 (法的対応力強化事業) 2 (一部新) ㊦ 若年層における児童虐待予防事業 3 (新) ㊦ 家庭的養護体制充実支援事業 (家庭的養護推進計画策定事業) 4 (拡充) ㊦ 家庭的養護体制充実支援事業 (児童家庭支援センター運営支援事業)
			働き方の改善 (就労支援や就労環境の改善)
			<ol style="list-style-type: none"> 4 (新) ㊦ 次世代育成を図る農村コミュニティ活動創出事業 5 (新) ㊦ 若者が安心して農業参入できる環境づくり推進事業 6 (新) ㊦ 新規漁業就業者定着支援事業 7 (新) ㊦ 就業継続のための環境整備事業
少子化対策に関する市町支援、機運醸成、他県連携等の実施			
<ol style="list-style-type: none"> 1 (新) ㊦ 少子化対策総合補助金 2 (新) ㊦ 県民運動等推進事業 3 (新) ㊦ 男性の育児参画推進事業 			

※平成 26 年度の取組は、平成 26 年度当初予算要求している事業のうち、少子化対策事業(新規・拡充・見直し等)を細事業単位(一部を除く)で記載。㊦は、平成 26 年度当初予算要求において、政策的経費の優先度判断を「A+」と位置付けた事業。